

愛知県スポーツ推進審議会条例

(設置)

第一条 スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十一条の規定に基づき、愛知県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、スポーツ基本法第三十五条に規定するもののほか、知事又は教育委員会の諮問に応じ、同法第十条第一項に規定する地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

- 2 委員は、スポーツに関し学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は二年とする。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、決議することができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)

第六条 この条例の定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附則

この条例は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年三月二十五日条例第二十六号）

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年十月十四日条例第五十二号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 平成二十三年八月二十三日において愛知県スポーツ振興審議会の委員であった者は、この条例の施行の日に、改正後の愛知県スポーツ推進審議会条例第三条第二項の規定により愛知県スポーツ推進審議会の委員に任命されたものとみなし、その任期は、同条第三項の規定にかかわらず、平成二十四年十月七日までとする。

附 則（平成三十一年三月二十二日条例第三号）

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（愛知県スポーツ推進審議会条例の一部改正に伴う経過措置）

3 この条例の施行の際に愛知県スポーツ推進審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、前項の規定による改正後の愛知県スポーツ推進審議会条例第三条第二項の規定により愛知県スポーツ推進審議会の委員に任命されたものとみなし、その任期は、同条第三項の規定にかかわらず、同日における前項の規定による改正前の愛知県スポーツ推進審議会条例第三条第三項の規定による任期の残任期間と同一の期間とする。